

陵ヶ岡小学校体育施設使用時の注意事項

令和6年(2024年)度版

1 学校敷地への出入りについて

- ① 防犯面・安全面から、学校敷地への出入りは北門のみとする。
但し、使用団体が責任をもって開閉・施錠する場合は西門の使用も認める。
- ② 北門は出入りの度に必ず閉じること。また開閉は静かに行うこと。
但し、使用開始時間前後30分間及び使用終了時間から使用者全員が退校するまでの間は開放を認める。
- ③ 門の開閉は原則大人が行うこととし、やむを得ず児童・子供が行う場合は、開閉時に怪我をしないよう保護者が児童・子供によく言い聞かせること。
- ④ 自動車や自転車の中庭への乗り入れは厳禁とする。
又、北門と運動場、体育館の行き来は、プール東側及び南側と、南校舎西側を通路として使用すること。
- ⑤ 出入り門や体育館、倉庫の鍵については、事務局(学校)が管理し運用細則第9条第1項第10号に記載の通りとし使用責任者もしくは代理人が使用当日までに施設の鍵を受け取り、「鍵貸出帳」に必要事項記入、借用明示し、使用後は翌日(土・日・祝日の場合は次の最初の平日)のできるだけ早い時間に返却する。
各団体が合鍵を作製・保有して使用することは一切認めない学校から借りた鍵は使用する団体の責任で管理し絶対に紛失しないこと。

2 駐車・駐輪について

- ① 校内での自動車の駐車は、子供の送迎を含め1団体につき7台までとする。体育施設開放事業運営委員会が発行する駐車プレートを、ダッシュボード又はフロントガラス等、外から見える位置に必ず提示しておくこと。プレートは、毎年前年度のプレートを新年度のプレートと交換することとする。
(7台までを厳守し一時的な送迎に限り駐車プレートの提示は無くてもよいが乗り降り後は速やかに発進することとし乗り降りの為の敷地内待機駐車は厳禁します。)
- ② 自動車の駐車場所は、北門付近北校舎に沿ってふれあいサロン前の校舎扉の手前から詰めて駐車とプール南側の南校舎に沿って車止め付近まで(縦列駐車で2台)とする。但し、緊急車両が通れるスペースは必ず確保すること。又、校舎の扉の前、消火栓の前には絶対に駐車しないこと。
- ③ 学校周辺の(一時的なものも含む)駐車や送迎の為の停車も学校周辺では厳しく禁止されています。またそれらが発覚した場合、処分の対象となることもある。
- ④ 学校周辺への駐停車は禁止する。(近隣からのクレームが多数来ている。校内駐車場所が満車の場合近隣のコインパーキングを利用する。)
- ⑤ 運動場使用後や、他の場所へ試合等で移動する時などで、学校の敷地内に自動車や自転車を留め置きすることは認めない。(学校は待機場所、駐車場、駐輪場ではない。)
- ⑥ バイク・自転車の駐輪は、プール東側プール沿いに緊急車両の通行の妨げとならないように、北側から詰めて整頓して駐輪すること。
- ⑦ 児童・子供が自転車で学校へ来ることは、陵ヶ岡小学校児童であるかないかを問わず禁止する。

3 トイレについて

- ① 運動場使用の場合はプール更衣室横、体育館使用の場合は体育館のトイレを使用すること。
使用後の消灯、行き届いた清掃を実施・清掃後は必ず団体責任者が確認すること。
(大人の手により行うように努める。)

4 気象状況について

- ① 雨天及び、雨天後（気象状況が回復傾向にあっても）運動場がぬかるんでいる泥土の場合は使用を禁止する。又、使用することで使用前の原状回復（足跡が残らないくらいの整地）ができないことが想定される場合も使用してはならない。
- ② 光化学スモッグ及びPM2.5注意報発令、熱中症の危険がある場合（気温35° C以上又は暑さ指数 <WBGT > 31° C以上）は、直ちに運動は中止する。
- ③ その他、運動に適さず、危険を伴う気象状況によって（途中荒雨天時など）は使用を中止すること。（予測の範囲内で早めに中断し整備に努める。）

5 使用時間について

- ① 学校施設の使用時間については、運用細則第6条第1項に定める通りとする。

第6条第1項

運動場使用時間

午前9:00～午前12:00

午後1:00～午後4:00

- ② 終了時間は、施設の整地・後片付け・清掃時間も含める。（終了時間には施設を原状回復の上、撤収のこと。）

6 施設使用の個人間団体間の係争について

- ① 学校の施設使用は、児童・子供らも参加する健全なスポーツ活動を含むため、団体間での揉め事は一切禁止する。
- ② 大声で言い争う及び罵声、罵倒などの状況は教育の場として許されるものではなくこうした状況が発生した場合運営委員長及び学校長の判断で、即刻当該団体の施設使用を停止・禁止 処分とする。
- ③ 規約及び運用細則、本注意事項に反する活動内容や不正があった場合は、運営委員会の審議をもって使用の停止・禁止を決定する。又、施設使用に関する個人間・団体間の係争に関しては、学校は一切仲裁・関与せず、原則、全て個人間・団体間で解決するものとし、解決できない場合は、運営委員会の判断に全てを委ね、当該関係者 関係団体はいかなる処分も受け入れるものとする。

7 その他

- ① 施設使用後の後片付け（モップかけ、トンボかけ、消灯、施錠等）や整地・清掃用具の整理整頓 運動場南側の用具倉庫内及び体育館管理室 用具庫内は使用団体が責任をもって行うこと。 運動場トンボ使用後に砂が倉庫内にたまらないよう砂を落とし倒れないよう立てて片付けに努めること。 必要に応じて倉庫内清掃とする。
- ② 昼食を摂る場合は、ゴミを必ず持ち帰ること。後片付けやゴミの持ち帰りは、使用団体の当日の管理責任者が必ず点検・確認すること。
- ③ 校内及び学校敷地周辺、車内での喫煙・飲酒を禁止する。
- ④ 校内昼食以外の飲食、菓子類の持ち込みは一切禁止する。
- ⑤ 学校の北側にはマンションや民家が隣接しているため夜間や休日の早朝は大声を出さず静かに行動しミーティング等は運動場もしくは中庭で行うこと。各門前、周辺での複数人による雑談なども禁止します。
- ⑥ 遊具の使用は一切禁止とする。幼児や低学年の児童が同伴の場合は保護者と同じ場所で見学し保護者が責任をもって監督する。使用目的では無い敷地内には立ち入らない。
- ⑦ 運動場使用団体、体育館使用団体は各使用施設の範囲を守るようにすること。 但し、通行の為に動線となる場合はこれに該当しない。

(運動場施設使用団体、運動場及びプール側トイレと中庭水道設備部。体育館施設使用団体、体育館内部及び階段部。)